

## 境港出雲道路整備計画検討会 規約

## (名称)

第 1 条 この会議は、境港出雲道路整備計画検討会（以下「本検討会」という。）と称する。

## (目的)

第 2 条 本検討会は、境港出雲道路の計画の具体化に向け、地元が真に必要なとする高規格道路について、あらゆる角度から幅広い検討を行うことを目的とする。

## (組織・運営)

第 3 条 本検討会は、別紙 1 に掲げる委員をもって構成する。なお、必要に応じて、本検討会の承諾を得て委員を追加することができる。

- 2 本検討会に会長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、本検討会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長は、必要に応じて、本検討会を招集し、その運営、進行にあたるものとする。
- 5 会長に事故があった場合は、あらかじめ会長が指名した者が会長の職務を代行する。
- 6 会長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を要請し、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

## (委員の責務)

第 4 条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、直接又は間接を問わず、特定の利害関係者の意見を代弁してはならない。
- 3 委員は、本検討会で知り得た情報を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。ただし、本検討会において公表することを認めた情報については、この限りではない。

## (事務局)

第 5 条 本検討会の庶務を処理するため、事務局を国土交通省松江国道事務所計画課及び島根県土木部高速道路推進課に置く。

事務局は、会議の円滑な運営にあたるとともに、議事録を整理するものとする。

## (部会)

第 6 条 本検討会は、必要に応じて、特定の事項、課題を調査研究し、調整、協議を行うための部会等を設置することができる。

- 2 部会等の組織、運営については、別途規約を定めるものとする。

## (規約の改正)

第 7 条 本規約の改正は、本検討会の決議によらなければならない。

## (雑則)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、本検討会の運営に必要な事項は会長が定める。

## 附 則

この規約は、令和 7 年 6 月 10 日から施行する。

境港出雲道路整備計画検討会 委員  
(第3条関係)

| 所属・役職 |                    |
|-------|--------------------|
| 国土交通省 | 中国地方整備局 道路部 道路計画課長 |
| 国土交通省 | 中国地方整備局 松江国道事務所長   |
| 島根県   | 土木部 高速道路推進課長       |
| 松江市   | 都市整備部長             |
| 出雲市   | 都市建設部長             |

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 事務局 | 国土交通省 松江国道事務所 計画課 |
|     | 島根県 土木部 高速道路推進課   |

# 境港出雲道路整備計画検討会

## 設立趣意書

「境港出雲道路」は、山陰道などとともに中海・宍道湖圏域の道路ネットワークを形成する、延長約70kmの高規格道路である。現在、東林木バイパス、松江第五大橋道路等が開通しており、また松江北道路が事業中であるものの、多くの未着手区間が残っている。

境港出雲道路沿線の道路交通は、商業施設などが集中する市街地での慢性的な交通混雑や、沿線全域での交通事故が発生している。

そして、高速道路や空港、港湾などの交通拠点へのアクセス性が低いなどの課題により、経済活動や観光振興に対する広域交流の機能が果たせていない状況となっている。

更には、近年、中国地方でも激甚・頻発化している自然災害や、令和6年能登半島地震により明らかとなった半島防災の重要性を踏まえ、災害からの迅速な復旧と、早期の日常生活・経済活動の再開を見据えた、被災後もすぐに機能する道路ネットワークが求められている。

令和6年度に開催された社会資本整備審議会道路分科会中国地方小委員会において、「中海・宍道湖圏域の持続的発展を考えると、東西方向における交通課題の解消や、空港・港湾アクセス強化等に資する道路ネットワークの整備が必要」との見解が示された。

このような背景から、国、関係自治体が連携して、境港出雲道路の必要性などについて検討を行うため、「境港出雲道路整備計画検討会」を設立するものである。